

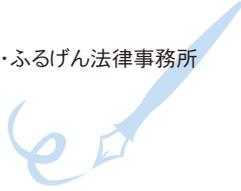


弁護士

古堅 豊

(ふるげん ゆたか)

・ふるげん法律事務所



代表者が認知症に。今後の対応はどうすればいい!? ～成年後見制度～

父が株式会社の全株式を持ち、その代表取締役をしています。会社の負債について、父名義の自宅土地建物のほか、代々受け継いできた土地(軍用地)に抵当権が設定されているのですが、軍用地を処分して返済にあてれば、少なくとも自宅は処分せずに済みそうであり、不動産の任意売却を検討していました。しかし、それを実行せずにいたところ、父が脳梗塞で倒れ併せて重度の認知症を発症してしまいました。会社の承継や不動産の処分等の問題について今後どのように対応すればよいでしょうか。

1. 成年後見制度

「代表者が元気なうちに手をつけておけば良かった…」と嘆くケースを時折目にします。代表者が認知症を発症し意思能力を喪失してしまった場合、代表者自身が不動産を任意売却することはできませんし、会社の運営は法律上も事実上も困難であろうと思われます。

このような場合、本人の財産を処分するには成年後見という制度を利用せざるをえません。成年後見制度とは、精神上的障害により常に判断能力を欠いた状態にある者の財産を保護するための制度であり、家庭裁判所の審判によって選任された成年後見人が本人の代理人として法律行為を行うことができます(判断能力の程度に応じて補助、保佐という制度もあります。)

2. 手続き

成年後見の申立は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立書(添付資料として本人・申立人の戸籍謄本、戸籍の附票、医師の診断書等)を提出することによって行います。費用は、申立手数料800円のほか成年後見登記費用や切手代などがかかります(裁判所によって多少異なります。)

申立権者は、本人、配偶者、4親等内の親族等です。

申立にあたっては、成年後見人候補者がいればこれを記載することになります。通常は身近な親族から選任されることが多いですが、他の親族から反対意見が出るなど適当な候補者がいない場合には弁護士や司法書士等の第三者が選任されることもあります。

申立が受理されると、家庭裁判所は、申立人、本人、後見人候補者等から事情を聴き、本人の判断能力の程度について必要があれば医師による鑑定を行い(鑑定費用は申立人が予納)、諸事情を総合的に考慮して後見を開始するか否かの審判を行います。後見開始決定の審判がなされるまでの期間は早くても1か月程度で、事案によっては2、3か月かかることもあります。

3. 代表者の地位

後見開始は取締役の欠格事由にあたり、代表者は取締役を退任することになります。この場合、法令及び定款の手続きに従って取締役及び代表取締役選任手続を行う必要があります。

4. 株式

後見が開始しても株主の地位はそのまま残り成年後見人が本人を代理して株主権を行使することになります。会社運営の機動性を確保する見地から後継者等に株式を譲渡した方がよいケースもあるでしょうが、成年後見人自身がその株式を取得する場合は(株価がほぼゼロでも)形式的に利益相反が生じますので、特別代理人(ケースによっては成年後見監督人)を選任してもらい手続きを進める必要があります。

5. 不動産の任意売却

不動産の任意売却については、一般的には競売によるよりも高額での売却が可能であり、債務の完済あるいは残債務の減少が期待でき結果的に本人の財産保護につながることになるので、利益相反が生じる場合は格別、成年後見人において売却手続きを進めることが可能です。

なお、仮に本人の居住用不動産も処分する必要があるときは家庭裁判所の許可が必要となります。居住用不動産の処分等は、本人の生活、身上、精神面に大きな影響を与えるからです。

本件のような事案では成年後見制度によらざるを得ませんが、そうなる前に処理できる部分もあります。今一度、事業承継の時機、あり方を検討されてみてはいかがでしょうか。